

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「日本の会社を元気にする一番の力へ。」を経営の基本理念とし、「皆様のNo.1ビジネスパートナー “セキュリティ&ソリューション。最先端の情報活用で企業成長を支援。”」を経営ビジョンとしております。当社は、この経営の基本理念及び経営ビジョンに従い、株主の皆様・取引先・地域社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して、社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進することにより、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辰巳 崇之	1,046,900	15.84
No.1従業員持株会	374,000	5.66
株式会社クレディセゾン	360,000	5.45
岩崎 泰次	156,000	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	151,300	2.29
久松 千尋	150,000	2.27
奥脇 治	141,960	2.15
竹澤 薫	121,360	1.84
NTT・TCリース株式会社	120,000	1.82
中桐 基雄	97,300	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

#### 補足説明 更新

(1) 上位10位までの表示について

上記大株主の状況は、2021年2月28日付の株主名簿に基づき、記載をしております。

なお、当社は、自己株式を93,386株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 保有割合の計算方法

上記大株主の状況における割合(%)は、発行済株式の総数から自己株式(93,386株)を控除して計算しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 2月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉崎 浩一郎	他の会社の出身者													
新村 和太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎 浩一郎		該当事項はありません。	長年にわたる会社経営並びに投資ファンド等における中堅企業、成長企業に対する豊富なアドバイス経験を有しているため、様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、十分な独立性を確保できると判断し、独立役員として指定しております。
新村 和太		該当事項はありません。	数々のスタートアップ企業の育成、支援に関わっており、その幅広い経営に対する知見は、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため新たに選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、十分な独立性を確保できると判断し、独立役員として指定しております。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西中間 裕		該当事項はありません。	大手金融機関や東証一部上場企業にて長年にわたり監査業務に従事されており、その豊富な経験と高い見識により、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。
竹内 朗		該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。
紙野 愛健		該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役、社外監査役を全て独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

ロ. 決定方法等

ストックオプションの付与対象者 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、従業員及び外部協力者に対し、企業価値及び業績向上に対する意欲並びに士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上の取締役は存在しないため、個別報酬の開示はしていませんが、有価証券報告書に役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

2021年2月期に取締役(社外取締役を除く)に対して支払った報酬等 : 162,960千円  
2020年2月期に監査役(社外監査役を除く)に対して支払った報酬等 : -千円  
2020年2月期に社外役員(社外取締役、社外監査役)に対して支払った報酬等 : 29,300千円

(注)取締役報酬額には、使用人分の給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 基本方針

当社は、経営理念である「日本の会社を元気にする一番の力へ、私たちNo.1はトータルビジネスパートナーとしてお客様を支え、日本経済の原動力になります。」の実現を目指し、取締役が役割を最大限発揮することができる健全なインセンティブとなるよう、報酬水準・構成を設定することとしています。具体的には以下の基本方針に沿って、指名・報酬諮問委員会で審議の上、取締役会で決議するものとします。

#### <報酬の基本方針>

- ・当社の経営理念及び経営戦略に即した職務の遂行を促すものであること
- ・業績及び中長期の企業価値向上へバランスのとれたインセンティブであること
- ・企業の持続的な企業価値向上に資するものであること
- ・経営理念の実現に向け、優秀な人材の登用・維持ができる水準であること
- ・株主をはじめとしたステークホルダー重視の経営意識を高めるものであること
- ・ステークホルダーへの説明責任を果たせる、透明性・公正性のある報酬であること

#### <取締役の報酬体系>

当社の取締役の報酬は職責に応じた定額報酬(月額固定)及び賞与で構成されております。また、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために「ストックオプション制度」を導入しております。今後の当社の収益状況に対応して、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、業績連動報酬、株式報酬制度等の報酬形態、水準及びその割合等につき、指名・報酬諮問委員会で審議を進めてまいります。

当社の監査役報酬は、役位に応じて予め定められた定額報酬(月額固定)で構成されております。

#### 決定方法等

当社は、2019年5月29日開催の第30回定時株主総会において、取締役7名の報酬等の額について年額250,000千円以内(但し、使用人分の給与は含まない)、監査役3名の報酬等の額について年額40,000千円以内と決議しております。

各取締役の報酬額については、株主総会においてその総枠を決議し、取締役会において代表取締役社長に一任して決定しております。なお、代表取締役社長の当該決定は、役員報酬規程準拠して適切なものとなるよう措置を講じています。

監査役報酬については、同報酬上限の範囲内で、監査役会における協議に基づき実際の報酬額を決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

### 社外取締役のサポート体制

社外取締役のサポートはグループコーポレート本部で行っており、取締役会付議事項については資料を事前に配布し、必要に応じて事前説明をしております。また、原則年2回、社外取締役と監査役会は意見交換会を実施し、経営情報の共有や経営課題の討議を行っています。

### 社外監査役のサポート体制

当社の監査役3名全員が社外監査役で、そのサポートは監査役会スタッフとして内部監査室が行っております。取締役会付議事項については、監査役会にて取締役会事務局が事前説明を実施しています。また、常勤監査役が非常勤監査役へ毎月活動報告を実施し、全監査役の情報共有を図っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

## (1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

### a. 取締役会

当社は、第32回株主総会にてコーポレート・ガバナンスの強化のため、社外取締役を1名増員し、取締役会は、取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営全般に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。

### b. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は社外役員とし、取締役の指名や報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することを目的としております。

### c. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役5名を中心として構成され、企業活動に関するリスクを抽出、評価及びその低減策を策定し、進捗管理を行っております。

### d. 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、事業部長等の幹部社員で構成され、事業・営業に関する重要事項の報告と活発な論議を通じ、意思疎通及び情報共有を図っております。

### e. グループ戦略会議

グループ戦略会議は、常勤取締役、子会社の社長等で構成され、グループ経営の推進、グループガバナンスの強化、グループ各社の相互のシナジー効果を最大限に発揮するために、各社の業績状況、経営施策の進捗状況の報告とともにグループ全体の経営における重要な事項の協議を行っております。

### f. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役(社外)を議長とし、非常勤監査役である弁護士(社外)及び公認会計士(社外)の監査役3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を監査しております。各監査役は取締役会等重要会議への出席、取締役との定期的な意見交換、拠点への往査等を通じて経営全般に関する幅広い検討を行い、毎月開催される監査役会において討議し、適宜経営改善に資する提言を行っております。提言事項については執行側から対応状況の報告を受け、実効性の高い監査の確保に努めております。

### g. 会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査を受けるほか、会計上の課題について、臨時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

### h. 内部監査室

内部監査は、社長直轄の独立部門として「内部監査室」(人員2名)を設置しており、年間監査計画に基づき、社内各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。不備事象については改善勧告・提言を行い、改善状況のフォローにより実効性の高い監査に努めています。また、監査役や会計監査人と情報・意見交換を行い、監査に必要な情報の共有や効率的な監査を図っております。

## (2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項及び当社の定款に基づき、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められているのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立役員である社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役には、豊富なアドバイザー経験を活かし、独立的な立場から当社の経営に様々な見解や助言等により、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保する役割を担っていただけたものと考えております。社外監査役には、弁護士、公認会計士や東証1部上場企業の監査経験者として、各々の専門知識や経験等を活かして客観的かつ中立の立場で当社取締役の職務の執行に対して適性に監査する役割を担っていただけたものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、法定期日より早いタイミングでの発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は2月末日であり、定時株主総会は5月に開催しております。よって、集中日は回避できていると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年5月の株主総会より、インターネットによる議決権行使を開始いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と考えております。
その他	該当事項はありません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 <a href="https://www.number-1.co.jp/ir/policy">https://www.number-1.co.jp/ir/policy</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回本決算・中間決算発表後に、個人投資家向け説明会(オンライン会社説明会)を開催しております。 オンライン会社説明会の様子や説明資料は当社ウェブサイトに掲載しています。 <a href="https://www.number-1.co.jp/ir/library/ir-douga">https://www.number-1.co.jp/ir/library/ir-douga</a>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回本決算・中間決算発表後に、決算説明会を開催している他、当社の経営方針・業務内容を一層ご理解いただくため、機関投資家、アナリストの皆様からの個別のご取材、ご訪問等は随時お受けしております。 なお、決算説明会の様子や説明資料は当社ウェブサイトに掲載しています。 <a href="https://www.number-1.co.jp/ir/library/ir-douga">https://www.number-1.co.jp/ir/library/ir-douga</a>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料などを掲載しております。 <a href="https://www.number-1.co.jp/ir/">https://www.number-1.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループコーポレート本部で所管します。	
その他	該当事項はありません。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
------

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社では、経営理念において「日本の会社を元気にする一番の力へ。私たちNo.1はトータルビジネスパートナーとしてお客様を支え、日本経済の原動力になります。」を掲げており、ステークホルダーたるお客様を支える姿勢を明記しております。</p> <p>また、経営ビジョン、社員の行動指針であるNo.1フィロソフィ、コンプライアンス方針を制定し、顧客、従業員、パートナー、仕入先、外注先、株主等ステークホルダーの立場を尊重するよう明記しております。</p> <p>これらの規定を役員・従業員が遵守し実行することでステークホルダーの立場を尊重し、社会経済の健全な発展に貢献することを目指しております。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>ESG活動の一環として、当社では東京物流センターにおいて、障害者を継続雇用しております。また、回収した中古複合機(MFP)のパーツ活用、リファイニングにより、販売もしくはレンタルなどリユースを行っております。</p> <p>オゾン除菌消臭器、空気浄化装置等、安心・安全に働ける職場づくりを支援する環境商品を展開しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主に対し、IR活動や株主総会を通じて、適時かつ公平な情報の開示に努め、当社の事業活動に対する理解と信頼を得ることとしており、その他のステークホルダーに対しても同様の姿勢で取り組んでおります。</p> <p>詳細はIR・ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。  <a href="https://www.number-1.co.jp/ir/policy">https://www.number-1.co.jp/ir/policy</a></p>
<p>その他</p>	<p>該当事項はありません。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、次のとおり、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しております。

- ・当社取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時(重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害等)の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する当社取締役会には、当社の顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。
- ・当社は、全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する専任の担当取締役を設置します。当該担当取締役は、その実働組織として、全社的なリスクのマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることができます。
- ・当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「株式会社No.1行動基準」の周知徹底を図ります。
- ・内部通報制度に基づき、相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。
- ・当社代表取締役社長が内部監査室を直轄します。内部監査室は当社の内部監査を実施・統括し、当社代表取締役社長に内部監査の結果について適宜報告します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社取締役会において、取締役等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役等に業務の執行を行わせませす。また、以下のグループ経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- ・当社取締役会により当社グループの経営計画を策定し、これに基づく(事業部門ごとの業績目標及び予算の設定(管理会計)を行い、取締役ごとの業績目標を明確にします。
- ・当社グループの取締役は、毎月開催する当社取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。
- ・当社取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について適切に報告を受けるとともに、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させております。

当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の管理部門は、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、監査役及び内部監査部門が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、専任の使用人を置くことを基本方針とし、必要な人数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置しております。

なお、専任者の設置が困難な場合は、少なくとも内部監査室等の兼任者を1名以上配置しております。

使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その依頼に対し、取締役その他の者からの指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の事前の同意を要するものとしております。

監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、以下のとおり、監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保しております。

- ・補助使用人は、監査役と同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。
- ・補助使用人は、監査役と同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加しております。
- ・取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。
- ・補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができます。

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。

内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならぬものとします。なお、当該報告は当社取締役会の中で実施されることを妨げません。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。

当社グループは、内部通報制度を整備し、通報をしたことによる不利な取扱いを受けないことを明記します。

監査役その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役その職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これに応じるものとしております。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社においては、以下のとおり、監査が実効的に行われることを確保するための体制を構築しております。

- ・当社監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。
- ・当社監査役は、当社内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、適宜、報告を受けるものとします。
- ・当社監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つ等緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。
- ・当社代表取締役社長（必要に応じて、他の取締役）と監査役との定期的な意見交換を実施します

財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを定めており、その排除・防止体制として、「反社会的勢力への対応に関する規則」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を、整備・実施しております。

取引にあたっては、新聞記事検索サービスの「日経テレコン」やWeb等を用いて情報収集を行い、調査を行っております。また、事前にアプローチ予定リストについても同様の調査を行いリストから除外しております。継続取引については、定期的取引先の調査を行っております。なお、取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

役員、及び全従業員、株主については、反社チェックを行っております。また、経歴書を確認した上で、必要に応じて調査会社を通じた調査も実施いたします。

また、所轄警察署の相談窓口や公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との関係を強化し、反社会的勢力との関係の排除の徹底を図っております。

万一、問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士等の外部専門家や警察に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。



